

件名	愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	消防防災安全課
根拠法令等	地方自治法(昭和22年法律第67号) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>1 改正理由  高圧ガス保安法等の一部を改正する法律及び高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布され、このうち高圧ガス保安法、ガス事業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、標記条例を改正する。</p> <p>2 改正内容  (1) 愛媛県手数料条例  液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する手数料のうち、貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に係る手数料の減額対象に高圧ガス保安法第39条の22第1項に基づく認定高度保安実施者が行った完成検査を追加する。</p> (2) 愛媛県事務処理の特例に関する条例 松山市及び新居浜市に移譲する事務に、高圧ガス保安法に基づく認定高度保安実施者からの変更工事等の届出の受理に関する事務、認定高度保安実施者に対する危害予防規程の提出の要求に関する事務及び燃料電池自動車等の装置に組み込まれるものでなくなった高圧ガス容器又は附属品のくず化命令に関する事務を追加する。 また、ガス事業法施行令に係る部分の条ずれに対応する。	
施行日	公布の日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	